

★休暇取得支援助成金

この助成金は新型コロナウイルス感染症の母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が休業できる制度。

【条件】①～③すべてを満たす事業主

令和2年5月7日から令和2年9月30日までの間

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備。

② 当該年休の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせて労働者に周知。

令和2年5月7日～令和3年1月31日までの間

③ 当該休暇を合計して5日以上取得させること。

【助成内容】

有給休暇計 **5日以上20日未満⇒25万**

以降 **20日ごとに15万加算(上限100万)**

※1 **事業所当たり20人まで**

【申請期間】令和2年6月15日～令和3年2月28日

★両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

これも新型コロナウイルス感染症の対応として、介護のための有給休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援する助成金。1企業5人まで申請可能

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

【要件】①②を満たす事業主

令和2年4月1日～令和3年3月31日迄の間

① 介護のための有給の休暇制度を設け社内に周知。

※20日以上取得できる制度(法定の介護休業等とは別の休暇制度であること)

② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために合計5日休む事。

【申請期間】令和2年6月15日より受付開始。

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内。

★内部通報実効性どこまで

企業の不正を通報した人の保護を強化する改正公益通報者保護法が8日に成立した。

06年に施行された公益通報保護法は、組織内の不正を内部通報したことを理由に解雇や降格減給などの不利益な取り扱いをすることを禁じている。しかし、15年に発覚した東芝の不正会計や、18年のスルガ銀行の不正融資問題など、通報窓口があっても機能せず問題が大きくなった例は多い。オリンパスでは通報者が伝わる例もあり、改正を求める声が高まっていた。

【公益通報者保護法改正のポイント】

	現行	改正
体制整備(窓口、調査、是正措置)	義務なし	300人超の企業に義務 300人以下は努力義務
行政措置	なし	助言・指導、勧告。勧告に従わない場合に公表
守秘義務	なし	刑事罰(30万円以下の罰金)
行政への通報条件	相当の事情がある場合	氏名などを記載した書面を提出する場合を追加
報道機関への通報条件	生命・身体に対する危害	財産に対する危害を追加
保護される人	労働者のみ	役員、退職者を追加
保護される通報	刑事罰の対象	行政罰の対象を追加
損害賠償の制限	なし	公益通報による損害を理由として通報者に賠償請求できない

★カルビー、原則在宅で単身赴任見直し

新型コロナを契機に、カルビーが単身赴任を見直す方針を決めた。テレワークを活用すればどこに住んでいても遠隔で仕事をこなせるとの判断。会社都合の転勤など家庭の犠牲を前提に成り立っていた日本企業の人事戦略を見直す動きが広がりそうだ。



桜桃(Shimizu)の美